

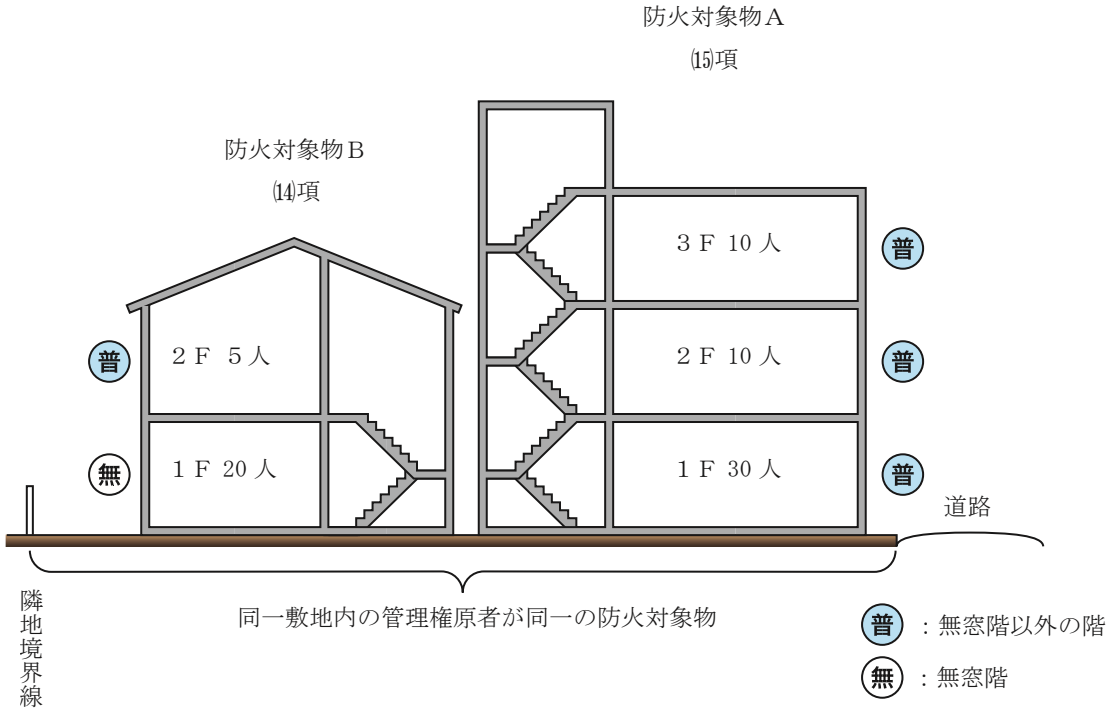
第2 収容人員の算定

収容人員の算定方法は、省令第1条の3の規定によるほか、次によること。

1 収容人員の算定

収容人員の算定は、防火対象物の階ごとに算定した数（以下この項において「階収容人員」という。）、又は当該棟に存する階の階収容人員を合算した数（以下この項において「棟収容人員」という。）により、取り扱うこと。（第2－1図参照）

- (1) 法第8条の規定については、棟収容人員（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）により適用する。
- (2) 政令第24条の規定については、棟収容人員又は階収容人員により適用する。
- (3) 政令第25条の規定については、階収容人員により適用する。



防火管理者又は消防用設備等		防火対象物	用途	棟収容人員又は階収容人員の算定	
法第8条	防 火 管 理 者	A	(15)項	棟収容人員 50 人	75 人
		B	(14)項	棟収容人員 25 人	
政令第 24 条	非常警報設備	A	(15)項	棟収容人員 50 人	
		B	(14)項	階収容人員（1 階・無窓階）20 人	
政令第 25 条	避 難 器 具	A	(15)項	階収容人員（3 階）10 人	

第2－1図

2 共通の取り扱い

(1) 「従業者」の取り扱いは、次によること。

ア 従業者の数は、正社員、契約社員、派遣社員、アルバイト等の雇用形態を問わず平常時における最大勤務者数とすること。

ただし、短期間、かつ、臨時的に雇用される者にあつては、従業者として取り扱わないこと。

イ 交替制勤務制度の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複する交替時の数としないこと。

ただし、引継ぎ以後も重複して就業する勤務体制にあつては、その合計とすること。

ウ 指定された執務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。

エ 階収容人員を算定する場合、2以上の階で執務する者については当該階に指定された執務用の机等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の収容人員に算入すること。

オ 階収容人員を算定する場合、従業者が使用する食堂、休憩所、会議室及びこれらに類する用に供する部分は、当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定すること。

ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、当該従業者の数とすること。

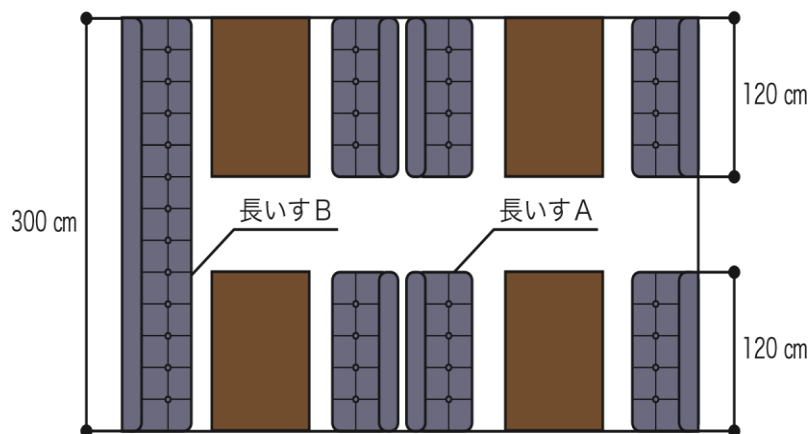
(2) 収容人員を算定するにあつての「床面積」の取り扱いは、次によること。

ア 単位面積当たりで除した際に生じる1未満のはしたの数は、切り捨てるものであること。(3(4)ウを除く。)

イ 駐車の用に供される部分、ロビー、廊下、通路、階段及び便所は、原則として収容人員算定の床面積に含めないものであること。

(3) 「固定式のいす席」とは、個々のいすが一定の位置に固定される構造のものをいい、ロビー等に置かれるソファ、掘りごたつ等常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないものを含むものであること。

(4) 「長いす式のいす席」の正面幅を0.4m又は0.5mで除す場合は、1つ1つの長いすについて除算し、そのつど端数の切り捨てを行うものとし、正面幅の合計について一括してその除算を行うものではないこと。(第2-2図参照)



飲食店（政令別表第1(3)項ロに掲げる防火対象物）の場合

○長いすA： $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2$ 人 2人席 $\times 6 = 12$ 人

○長いすB： $3.0\text{m} \div 0.5\text{m} = 6.0 \rightarrow 6$ 人

合計：12人+6人=18人

第2-2図

2-49 第2章 防火対象物

3 政令別表第1の各項ごとの取り扱い

(1) 政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-1表に定める方法によること。

第2-1表

区分	算定方法
(1)項	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 客席の部分ごとに次の(1)から(3)までによって算定した数の合計数 (1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を 0.4m で除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。 (2) 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を 0.2 m²で除して得た数 (3) その他の部分については、当該部分の床面積を 0.5 m²で除して得た数

イ 「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいうものであること。

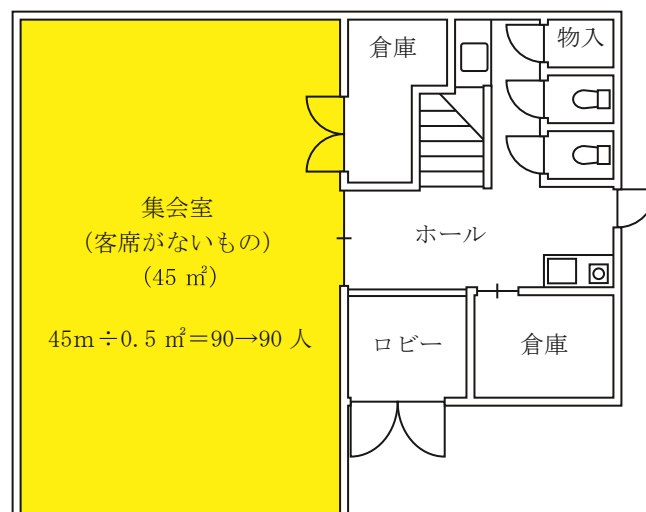
したがって、当該部分内の通路の部分については、収容人員算定の対象からは除かれること。

ウ 「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず、観客が立って観覧する部分をいうものであること。

ただし、客席の通路の延長部分及び非常口その他の出入口の扉が回転する部分等は含まれないこと。

エ 「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の部分で、ます席、大入場等のすわり席及び移動いすを使用する客席部分をいうものであること。

オ 地区公民館、貸し会議室その他客席の部分が定められていない形態の防火対象物については、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を 0.5 m²で除して得た数と従業者の数を合算して算定すること。（第2-3図参照）



第2-3図

(2) 政令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-2表に定める方法によること。(第2-4図参照)

第2-2表

区分	算定方法	
(2)項	遊 技 場	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数 3 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合は、当該いす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を 0.5 m で除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。
(3)項	その他のもの	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 客席の部分ごとに次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1)固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を 0.5 m で除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。 (2)その他の部分については、当該部分の床面積を 3 m ² で除して得た数

イ 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」については、次によること。

なお、遊技人員が明確に限定できるものについては、その数によること。

(ア) ボウリング場は、レーンに付属する固定式のいす席の数とする。

(イ) ビリヤードは、1台につき2人とする。

(ウ) 囲碁、将棋は、1枚につき2人、マージャンは、1台につき4人とする。

(エ) パチンコ、スロットマシンは、1台につき1人とする。

(オ) ルーレット等ゲーム人員に制限のないものについては、台等の寄り付き部分の幅を 0.5m で除して得た数とする。

(カ) ゲーム機械では、機械を使用して遊べる者の数とする。

(キ) アミューズメント施設内に設けるスポーツ施設は、当該スポーツ施設を使用できる者の数とする。

ウ ボウリング場内にゲームコーナーがある場合は、当該ゲームコーナーのゲーム機械を使用して遊べる者の数を合算して収容人員を算定すること。

エ キャバレー等のホステスは、「従業者」として取り扱うこと。

オ 芸者等で派遣の形態がとられているものについては、「従業者」として取り扱わないこと。

カ 「その他の部分」の具体例としては、次に掲げる部分が該当するものであること。

(ア) キャバレー、ライブハウス等のステージ部分

(イ) ディスコ、ダンスホール等の踊りに供する部分

(ウ) ファッションヘルス、ヌードスタジオ等の個室の部分

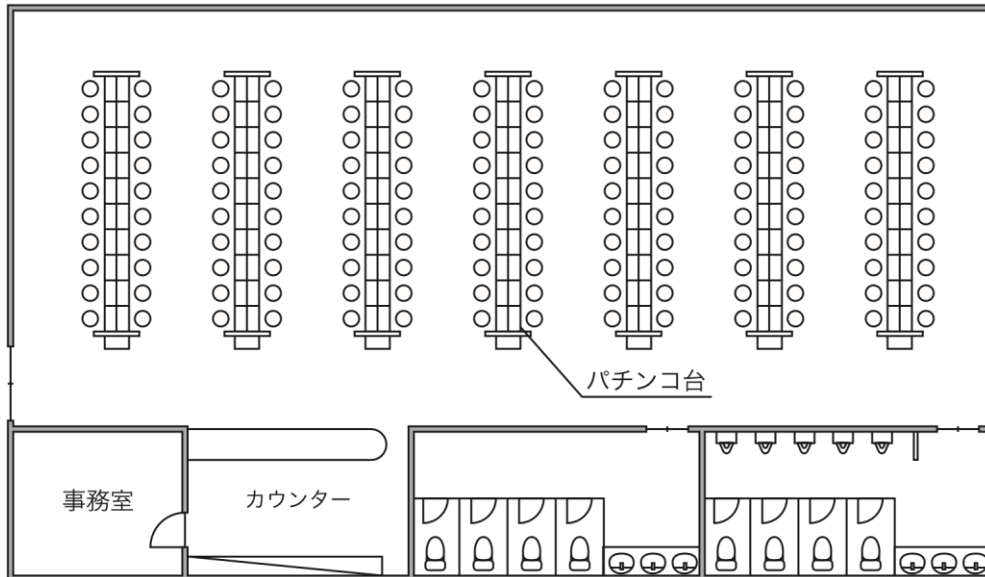
(エ) インターネットカフェ、漫画喫茶、個室ビデオ等のDVD等の陳列の用に供する部分

(オ) 待合、料理店、飲食店等の和式の部分

2-51 第2章 防火対象物

キ インターネットカフェ、個室ビデオ、テレホンクラブの個室その他これに類する形態の部分で、当該個室に固定式以外のいすが設けられているものについては、常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができない固定的に使用されるものは、固定式のいすとみなし、算定すること。

(パチンコ台の算定方法例)



○従業者の数：10人

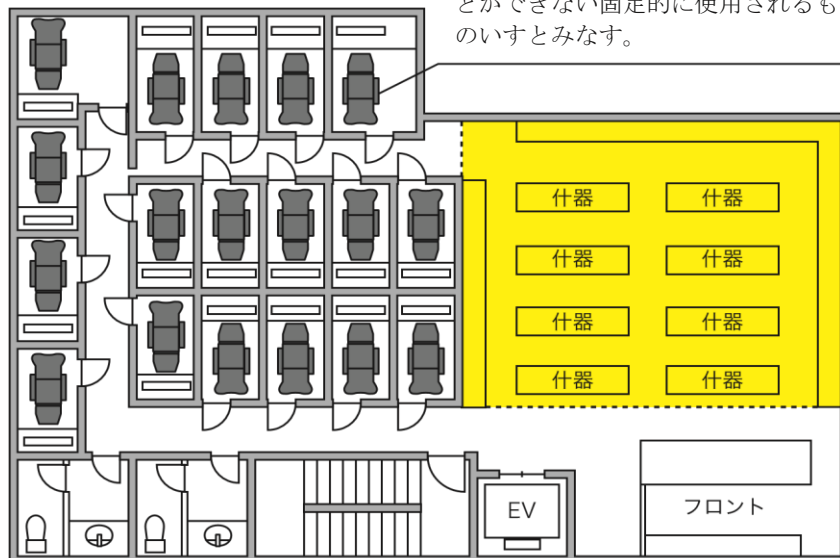
○遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数

：パチンコ台 140 台→140人

階収容人員：150人

(個室ビデオの算定方法例)

常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができない固定的に使用されるものは、固定式のいすとみなす。



○従業者の数：2人

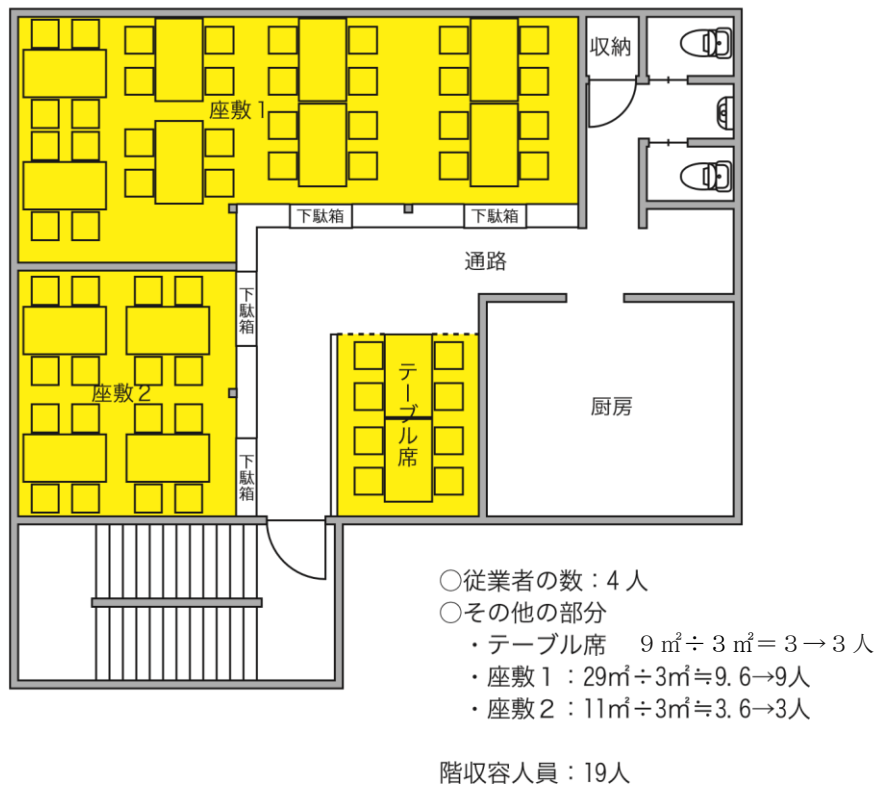
○固定式のいす席：18→18人

○その他の部分

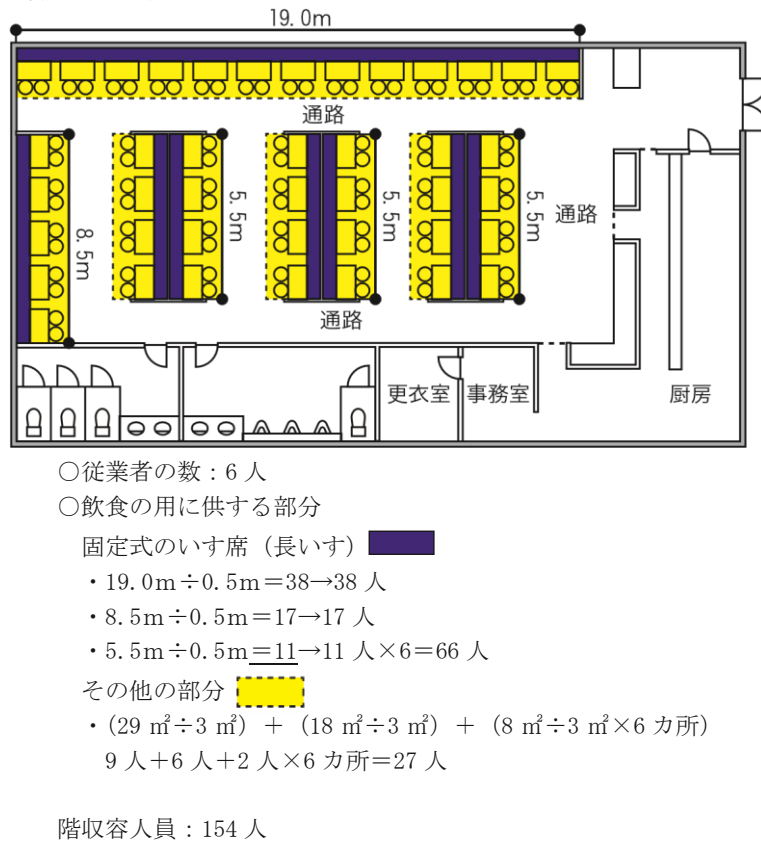
・ $44 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 \div 14.6 \rightarrow 14 \text{ 人}$

階収容人員：34人

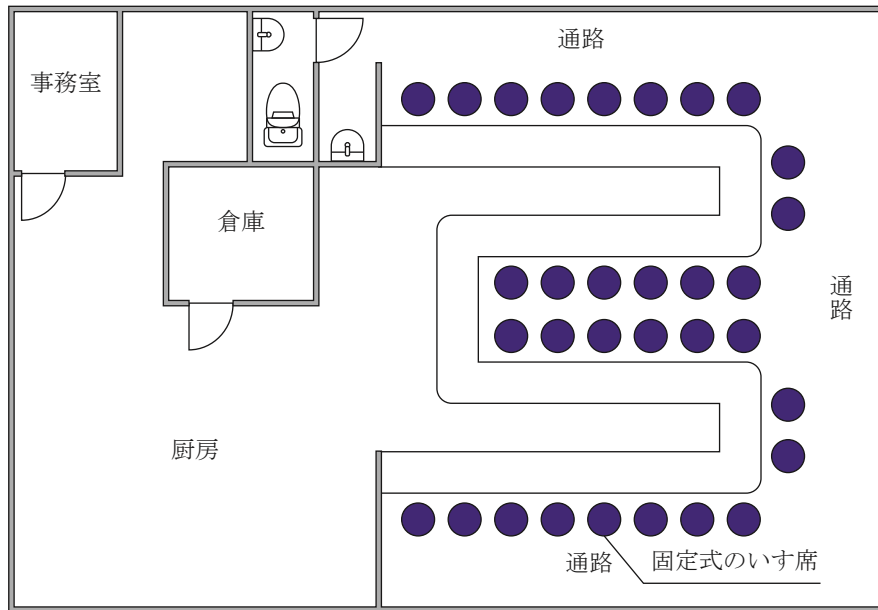
(飲食店の算定方法例) その1



(飲食店の算定方法例) その2

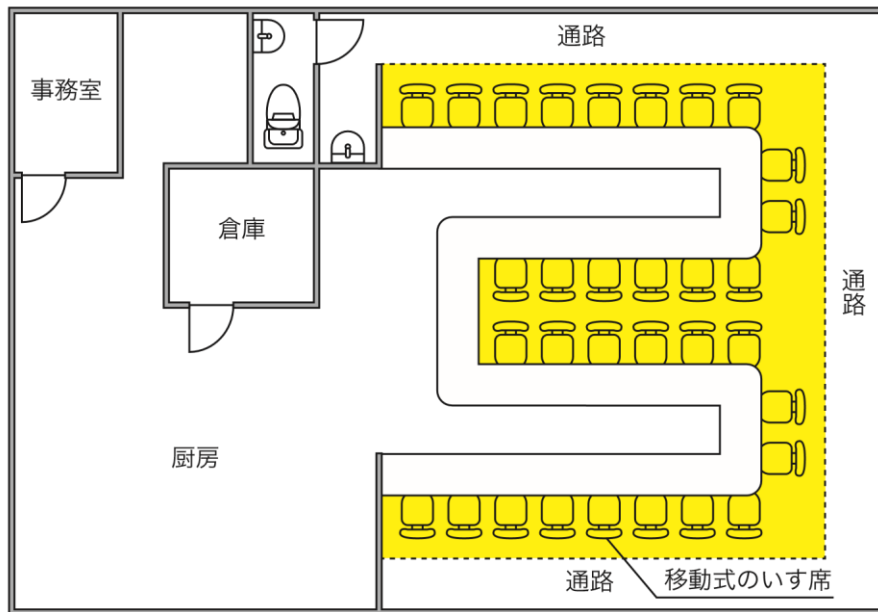


(飲食店の算定方法例) その3



- 従業者の数：3人
- 飲食の用に供する部分（固定式のいす席）：32席→32人
- 階収容人員：35人

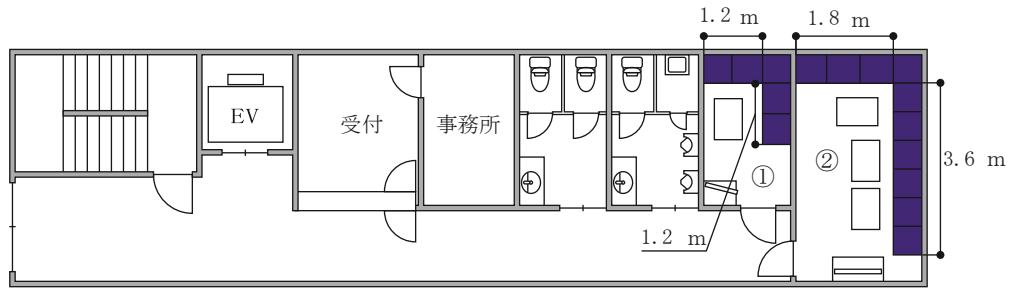
(飲食店の算定方法例) その4



- 従業者の数：3人
- 飲食の用に供する部分（その他の部分）： $32 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 \div 10.6 \rightarrow 10$ 人
- 階収容人員：13人

(カラオケボックスの算定方法例)

(1階)



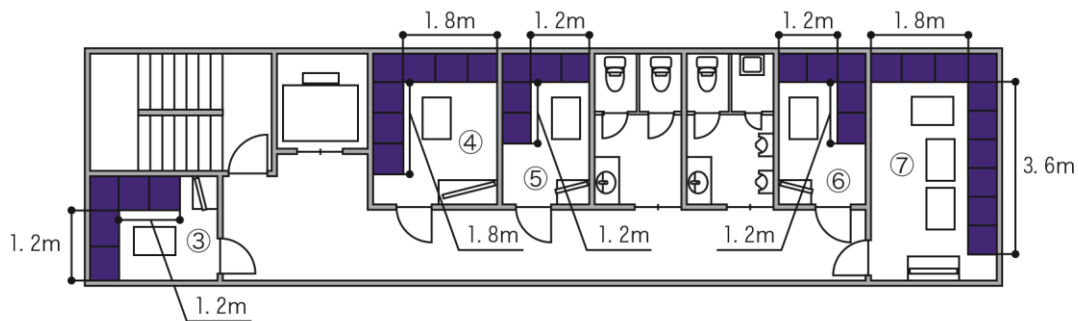
○従業者の数：6人

○その他の部分

- ・個室①：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2\text{人} \times 2 = 4\text{人}$
- ・個室②：固定式のいす席（長いす） $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3\text{人}$
 $3.6\text{m} \div 0.5\text{m} = 7.2 \rightarrow 7\text{人}$
 $3\text{人} + 7\text{人} = 10\text{人}$

1階収容人員：20人

(2階～5階)



○従業者の数：1人

○その他の部分

- ・個室③：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2\text{人} \times 2 = 4\text{人}$
- ・個室④：固定式のいす席（長いす） $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3\text{人} \times 2 = 6\text{人}$
- ・個室⑤：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2\text{人} \times 2 = 4\text{人}$
- ・個室⑥：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2\text{人} \times 2 = 4\text{人}$
- ・個室⑦：固定式のいす席（長いす） $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3\text{人}$
 $3.6\text{m} \div 0.5\text{m} = 7.2 \rightarrow 7\text{人}$
 $3\text{人} + 7\text{人} = 10\text{人}$

階収容人員：29人 $\times 4 = 116\text{人}$

棟収容人員：136人

(3) 政令別表第1(4)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-3表に定める方法によること。(第2-5図参照)

第2-3表

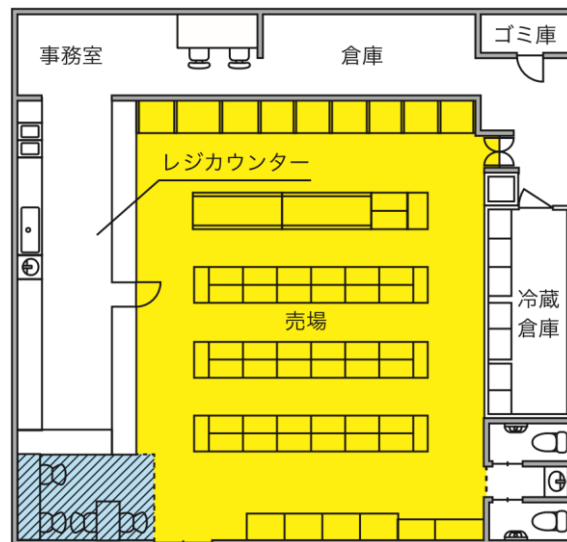
区分	算定方法
(4)項	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 主として従業者以外の者の使用に供する部分について次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 飲食又は休憩の用に供する部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数 (2) その他の部分については、当該部分の床面積を4㎡で除して得た数

イ 「従業者」には、外商関係者など長期的に見て、その勤務時間の過半を当該防火対象物において勤務にあてる場合も含まれること。

ウ 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用又は客の利便に供する部分（駐車場、駐輪場、便所等を除く。）をいい、売場内の商品陳列ケースの部分及び通路部分も含まれるものであること。

エ 「飲食又は休憩の用に供する部分」に、固定式のいす席がある場合でも、当該床面積を3㎡で除して得た数とすること。

(物品販売業を営む店舗の算定方法例)



○従業者の数：3人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分

・飲食又は休憩の用に供する部分（）の床面積を3㎡で除して得た数

飲食コーナー $13 \text{ ㎡} \div 3 \text{ ㎡} \approx 4.3 \rightarrow 4 \text{ 人}$

・その他の部分（）の床面積を4㎡で除して得た数

売場 $90 \text{ ㎡} \div 4 \text{ ㎡} \approx 22.5 \rightarrow 22 \text{ 人}$

階収容人員：29人

第2-5図

(4) 政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2－4表に定める方法によること。(第2－7図参照)

第2－4表

区分	算定方法
(5)項イ	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 宿泊室ごとに次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 洋式の宿泊室については、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数 (2) 和式の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を6㎡(簡易宿所及び主として団体客を宿泊させるものにあつては、3㎡)で除して得た数 3 集会、飲食又は休憩の用に供する部分について次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数(1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。)とする。 (2) その他の部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数

イ 「ベッドの数」は、ダブルベッド及び二段ベッドについては、2人とする。

ウ 和式の宿泊室を単位面積当たりで、除した際に生じる1未満のはしたの数は切り上げるものであること。

エ 和式の宿泊室の前室部分(畳の部分に限る。カにおいて同じ。)は、宿泊室の一部として取り扱うこと。

ただし、押入れ、床の間、浴室及び便所は、この限りでない。

オ 和式の宿泊室の収容人員の算定にあたっては、通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。

カ 一の宿泊室に洋式の部分と和式の部分(前室部分を含む。)とが併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。

ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものは、この限りでない。

キ 簡易宿泊所のうち、3㎡以下の宿泊室については、1室につき1人として算定すること。

ク 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」とは、宿泊者以外の者も利用する次の部分をいうものであること。

(ア) 宴会場等の部分

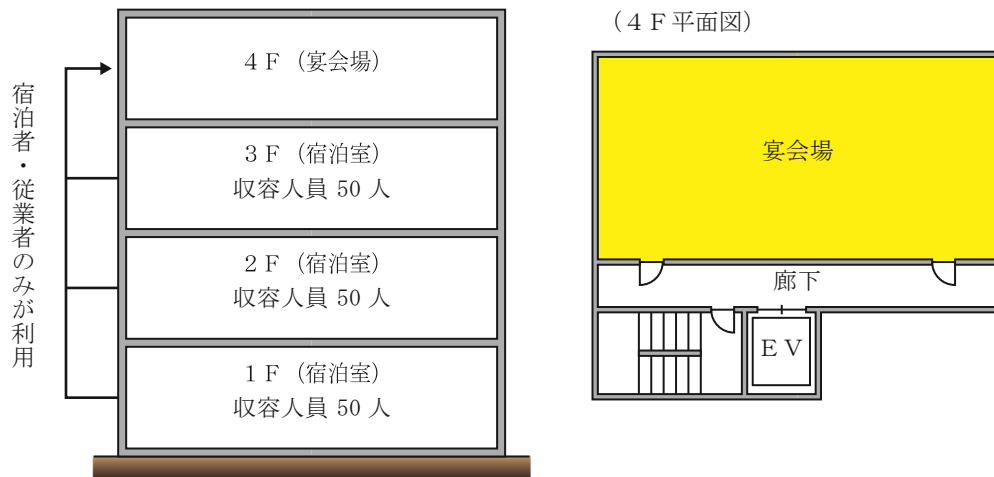
(イ) レストラン、スナック等の飲食を提供する部分

(ウ) いす席を設けたロビー等の部分(通路の用に供する部分を除く。)

(エ) 前(ア)から(ウ)までに掲げるもの以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分

ケ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で、利用者が宿泊者のみに限られる場合は、法第8条の規定の適用については、当該部分の階収容人員は算定しないことができる。

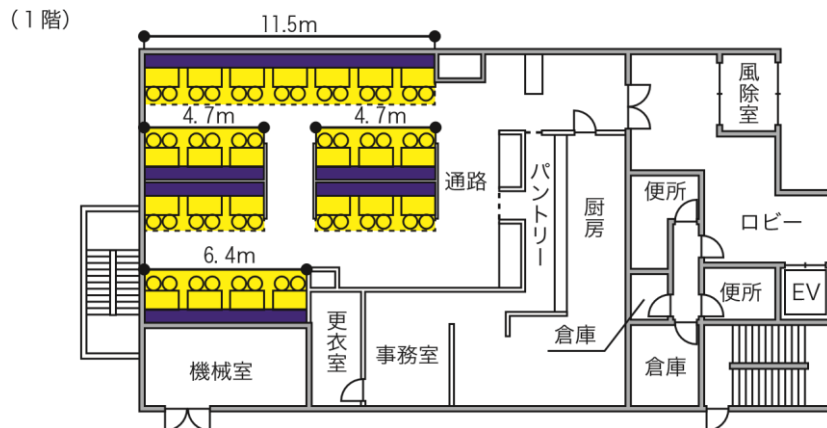
ただし、政令第24条及び政令第25条の規定の適用にあたっては、当該部分の階収容人員を算定するものとする。(第2－6図参照)



- ① 法第8条の適用に係る収容人員：150人
- ② 4階宴会場を「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で算定した数に、①で求められた収容人員を合算した数により、政令第24条の規定（地階・無窓階に限る。）を適用する。
- ③ 4階宴会場を「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で算定した数により、政令第25条の規定を適用する。

第2-6図

（ホテルの算定方法例）



○従業者の数：6人

○飲食の用に供する部分

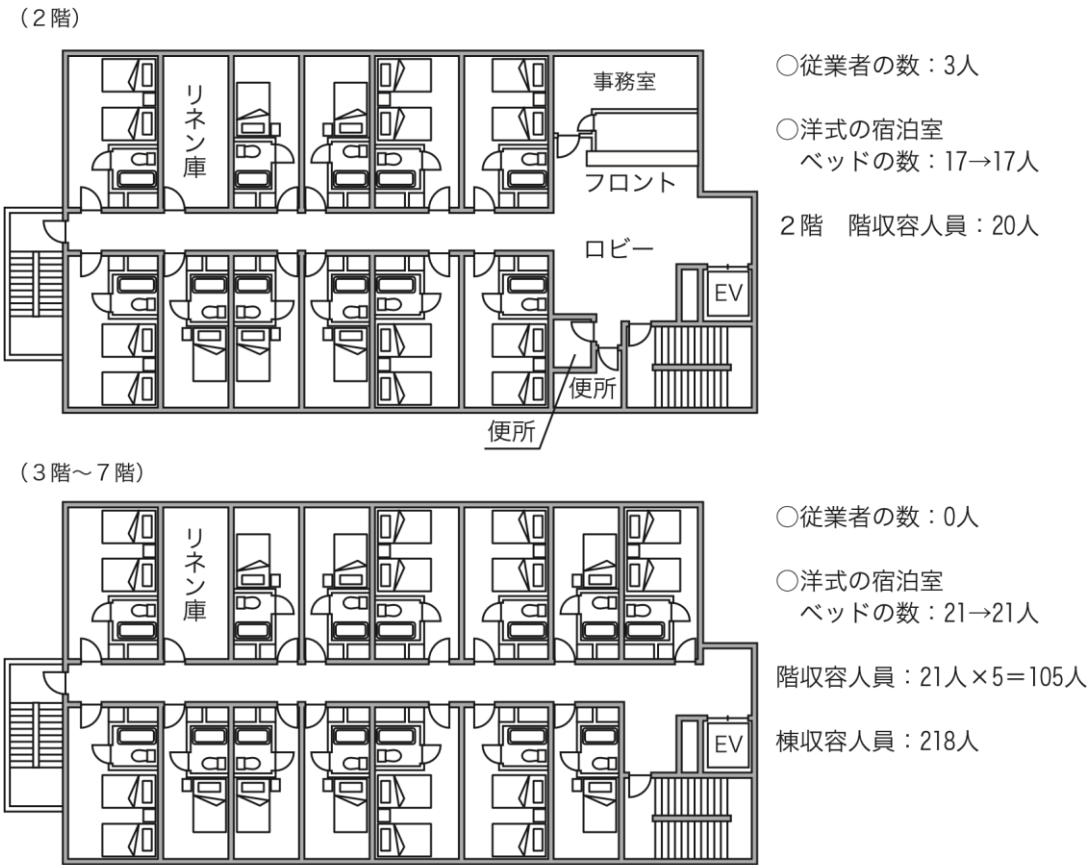
固定式のいす席（長いす）

- ・ $11.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 23 \rightarrow 23$ 人
- ・ $6.4\text{m} \div 0.5\text{m} = 12.8 \rightarrow 12$ 人
- ・ $4.7\text{m} \div 0.5\text{m} = 9.4 \rightarrow 9$ 人 $\times 4 = 36$ 人

その他の部分

- ・ $(17\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2) + (10\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2) + (7\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \times 4\text{ 力所})$
 $\approx 5\text{ 人} + 3\text{ 人} + 2\text{ 人} \times 4\text{ 力所} = 16\text{ 人}$

1階 階収容人員：93人



第2－7図

- (5) 政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物
- ア 政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2－5表に定める方法によること。

第2－5表

区分	算定方法
(5)項口	居住者の数により算定する。

- イ 「居住者」とは、寄宿舍、下宿又は共同住宅に常時居住している者をいうものであること。
- ウ 入居前の寄宿舍、下宿又は共同住宅における居住者の数は、第2－6表の住戸の間取りに応じて、居住者の数を算定すること。
- ただし、賃貸契約等により、一の住居における居住者の数があらかじめ定められている場合は、当該居住者の数とすることができる。
- なお、いずれの場合においても竣工後は、実態に即して見直しを行なうこと。

第2－6表

住戸の間取り	2DK以下	2LDK・3DK	3LDK以上
居住者の数	2人	3人	4人

(6) 政令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-7表に定める方法によること。(第2-8図参照)

第2-7表

区分	算定方法
(6)項イ	次に掲げる数を合算して算定する。 1 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数 2 病室内にある病床の数 3 待合室の床面積の合計を3㎡で除して得た数

イ 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、診察室、治療室又は手術室は含まれないものであること。

ウ 「病床」とは、収容患者の病床をいい、その数は、洋式の場合はベッドの数に対応する数であり、和式の場合は政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の「和式の宿泊室」の例により算定すること。

エ 未熟児を収容する保育器及び乳幼児のベッドについても「病床」に含まれるものであること。

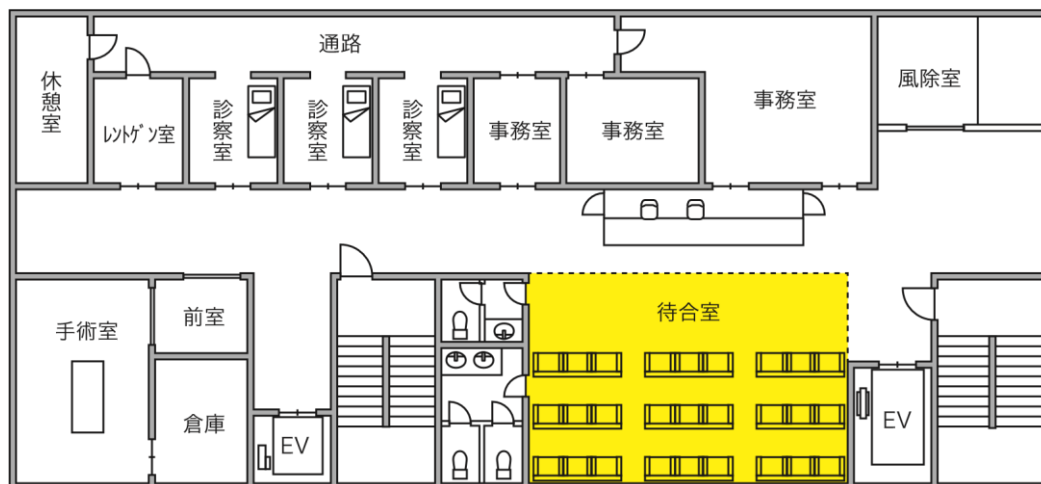
オ 料金の精算、診療等のための待合の用に供する部分で廊下との間に明確な区画がない場合は、建基令第119条に規定する廊下の最小幅員以外の部分の床面積をもって、「待合室」の例により算定すること。

カ 患者、見舞客等が利用する食堂の部分は、「待合室」の例により算定すること。

キ 予約診療制度を実施している診療所等についても省令第1条の3の規定によって、算定すること。

(患者を入院させるための施設を有する診療所の算定方法例)

(1階)

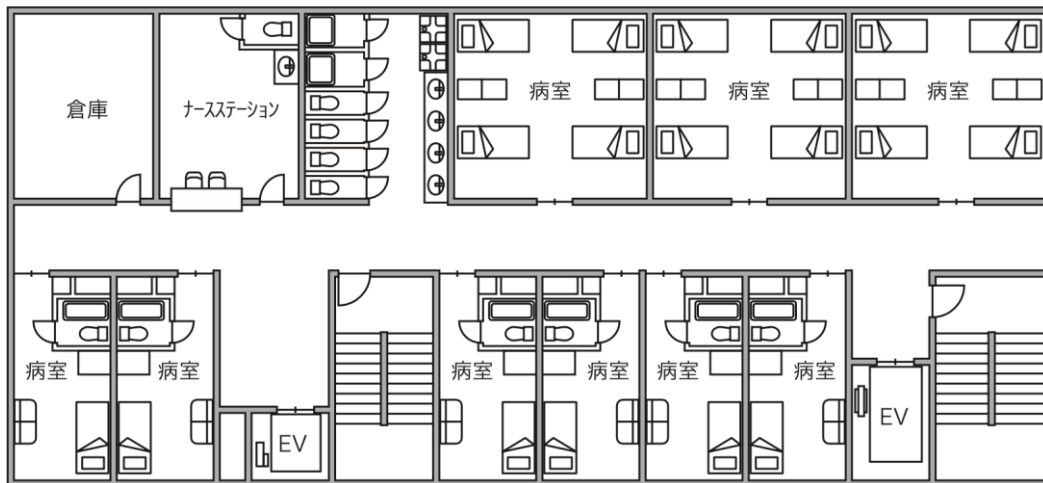


○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：10人

○待合室：55÷3㎡≒18.3→18人

1階 階収容人員：28人

(2階)



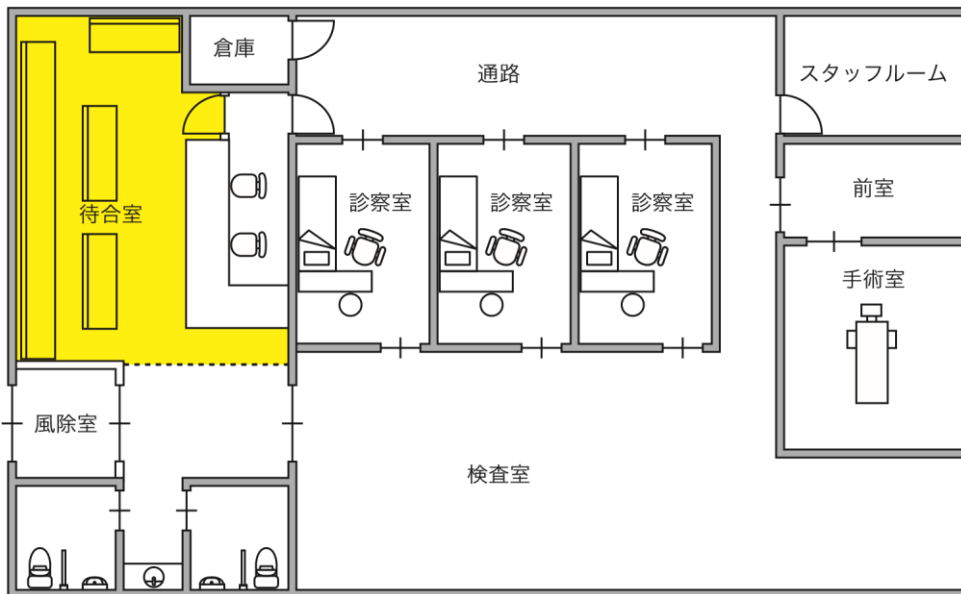
○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：2人

○病室内にある病床の数：18人

2階 階収容人員：20人

棟収容人員：48人

(患者を入院させるための施設を有しない診療所の算定方法例)



○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：5人

○待合室： $40 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 \approx 13.3 \rightarrow 13$ 人

階収容人員：18人

2-61 第2章 防火対象物

(7) 政令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-8表に定める方法によること。(第2-10図参照)

第2-8表

区分	算定方法
(6)項ロ (6)項ハ	従業者の数と、老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数とを合算して算定する。

イ 「老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数」の取り扱いは、次によること。

(ア) 入所施設

老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者（以下この項において「要保護者」という。）を入居させ、又は宿泊させる施設は、当該入居させ、又は宿泊できる最大の数

(イ) 通所施設

要保護者を通所させる施設は、事業者側が想定している要保護者の最大の数

ただし、竣工後に要保護者の最大の数に隔たりがある場合は、実態に即して見直しを行なうことができる。

ウ リハビリ室、遊戯室その他要保護者等が移動して使用する部分（以下この項において「リハビリ室等」という。）については、その室の最大の数とすること。

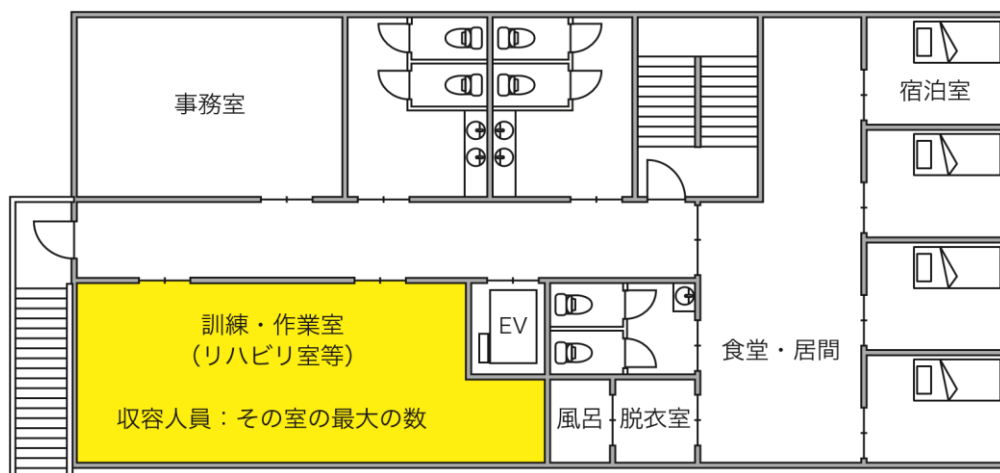
この場合の階収容人員の取り扱いは、次によること。

(ア) 第8条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。

(イ) 政令第24条及び政令第25条の規定の適用については、当該部分を算定するものとする。

エ 要保護者が常時使用する室とリハビリ室等が同一階に存する場合の階収容人員の取り扱いは、それぞれの数を合算すること。(第2-9図参照)

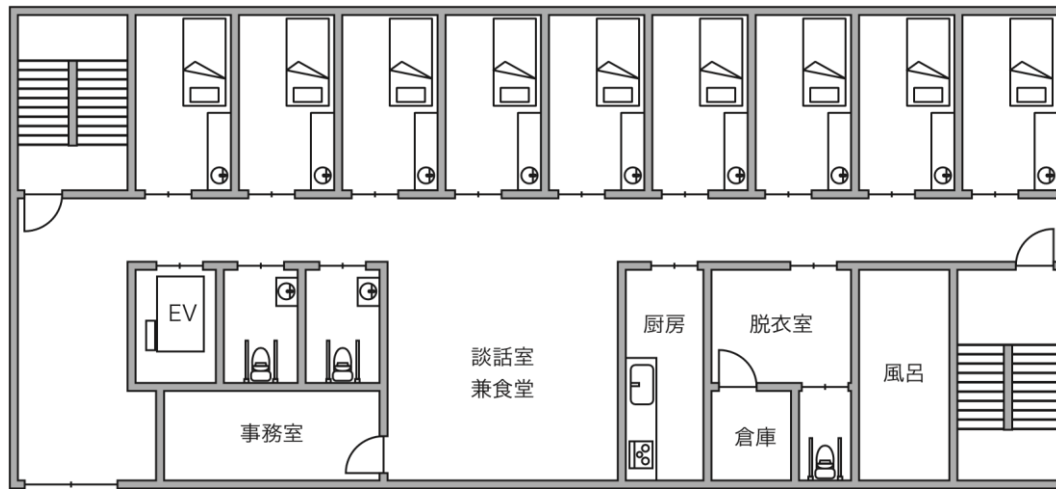
ただし、前アにより算定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とすることができる。



要保護者の数：リハビリ室等を利用する最大の数＋宿泊室に宿泊する要保護者の数

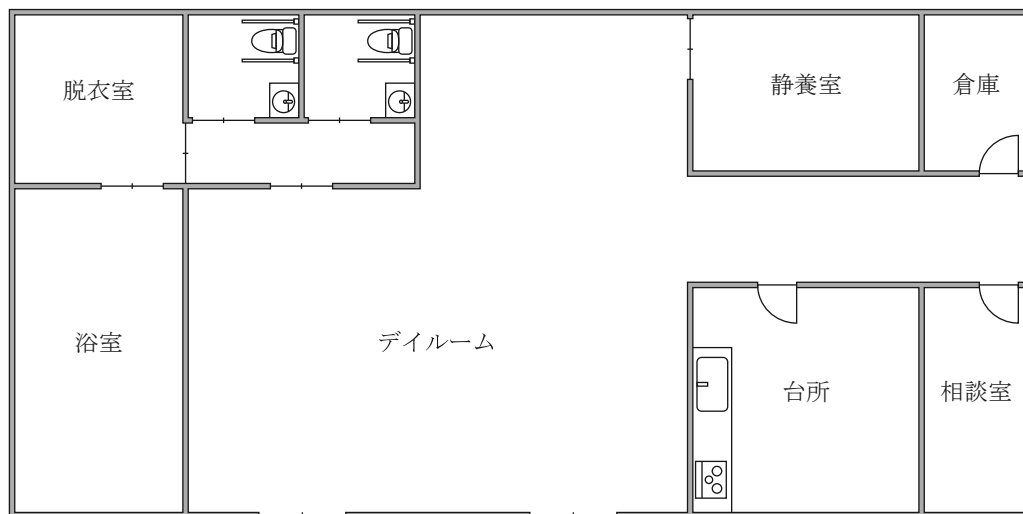
第2-9図

(認知症高齢者グループホームの算定方法例)



○従業者の数：3人
○要保護者の数：9人
階収容人員：12人

(老人デイサービスの算定方法例)



○従業者の数：3人
○要保護者の数：15人
階収容人員：18人

2-63 第2章 防火対象物

(8) 政令別表第1(6)項ニに掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(6)項ニに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-9表に定める方法によること。(第2-11図参照)

第2-9表

区分	算定方法
(6)項ニ	教職員の数と、幼児、児童又は生徒の数とを合算して算定する。

イ 「幼児、児童又は生徒の数」は、現に在籍する幼児、児童又は生徒（以下この項において「児童等」という。）の数又は事業者側が想定している児童等の最大の数とすること。

ウ 遊戯室、体育教室、多目的室その他児童等が移動して使用する部分（以下この項において「遊戯室等」という。）については、その室の最大の収容人員とすること。

この場合の階収容人員の取り扱いは、次によること。

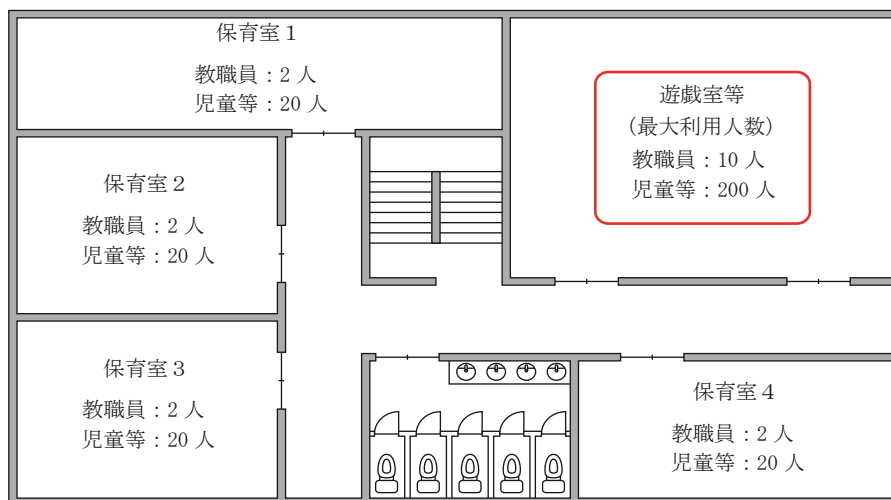
(ア) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。

(イ) 政令第24条及び政令第25条の規定の適用については、当該部分を算定する者とする。

エ 保育室と遊戯室等が同一階に存する場合の階収容人員の取り扱いは、それぞれの数を合算すること。

ただし、前アにより算定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とすることができる。

(幼稚園の算定方法例)



○教職員の数: 18 人

○幼児の数: 280 人

階収容人員: 298 人

ただし、保育室及び遊戯室等を合算した教職員及び児童等の数が省令第1条の3に規定する教職員及び児童等を超える場合は、当該規定により算出された数とすることができる。

第2-11図

(9) 政令別表第1(7)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(7)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-10表に定める方法によること。(第2-12図参照)

第2-10表

区分	算定方法
(7)項	教職員の数と、児童、生徒又は学生の数とを合算して算定する。

イ 「児童、生徒又は学生の数」は、現に在籍する児童、生徒又は学生（以下この項において「生徒等」という。）の数又は事業者側が想定している生徒等の最大の数とすること。

ウ 講堂、実験教室、音楽教室、視聴覚教室、体育教室その他生徒等が移動して使用する部分（以下この項において「特別教室」という。）については、その室の最大の収容人員とすること。

この場合の階収容人員の取り扱いは、次によること。

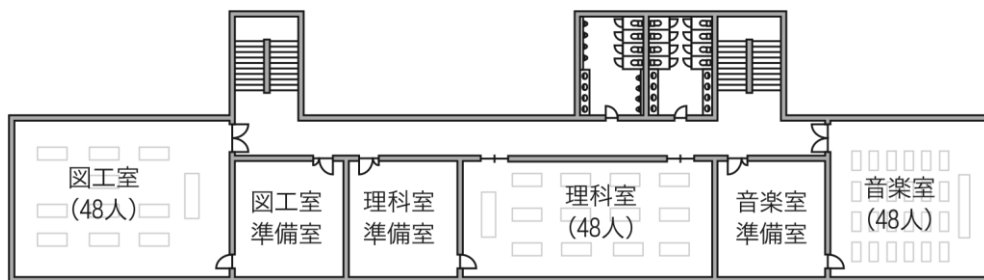
(ア) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。

(イ) 政令第24条及び政令第25条の規定の適用については、当該部分を算定するものとする。

エ 教室と特別教室が同一階に存する場合の階収容人員の取り扱いは、それぞれの数を合算すること。

ただし、前アにより算定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とすることができる。

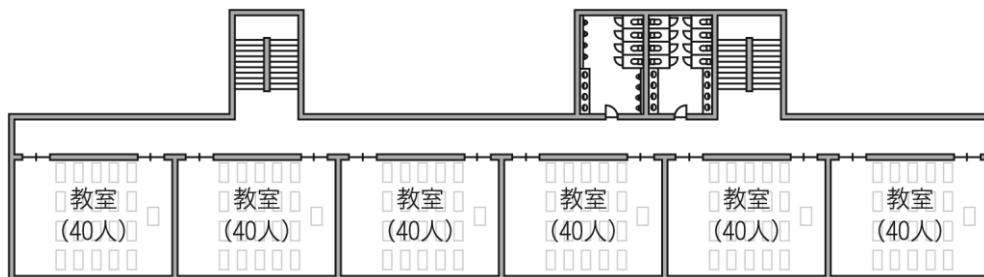
(小学校の算定方法例)



○教職員の数：3人

○生徒等の数：48人×3特別教室＝144人

階収容人員：147人



○教職員の数：6人

○生徒等の数：40人×6教室＝240人

階収容人員：246人

第2-12図

(10) 政令別表第1(8)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(8)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-11表に定める方法によること。(第2-13図参照)

第2-11表

区分	算定方法
(8)項	従業者の数と、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

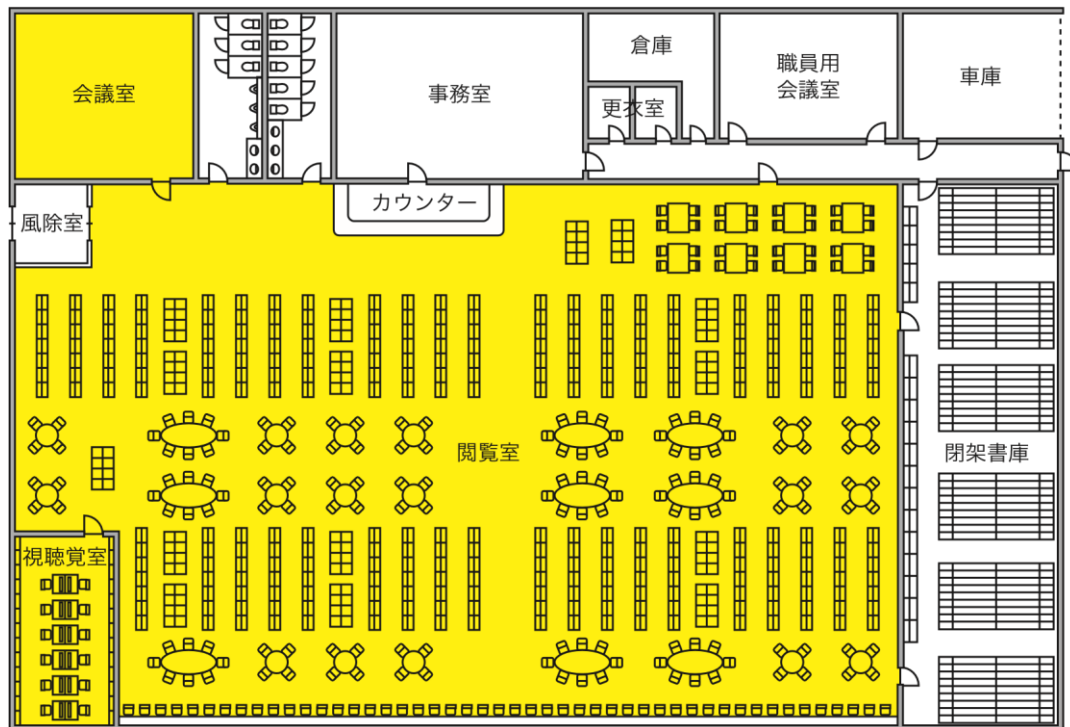
イ 図書館のDVD等の視聴覚部分、複写室についても「閲覧室」として取り扱うこと。

ウ 閲覧室の開架(図書館で、利用者が直接に書架から資料を取り出すことができるものをいう。)部分及び展示室、展覧室内の展示物が置かれている部分についても「閲覧室、展示室、展覧室」として、床面積に算入すること。

エ 従業者のみが使用する会議室は、「会議室」として取り扱わないこと。

オ 利用者が使用する喫茶室、喫煙コーナー等の部分は、「休憩室」として取り扱うこと。

(図書館の算定方法例)



○従業員の数：30人

○閲覧室：1,200㎡÷3㎡=400→400人

○視聴覚室：100㎡÷3㎡≒33.3→33人

○会議室：150㎡÷3㎡=50→50人

階収容人員：513人

第2-13図

(11) 政令別表第1(9)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(9)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-12表に定める方法によること。(第2-14図参照)

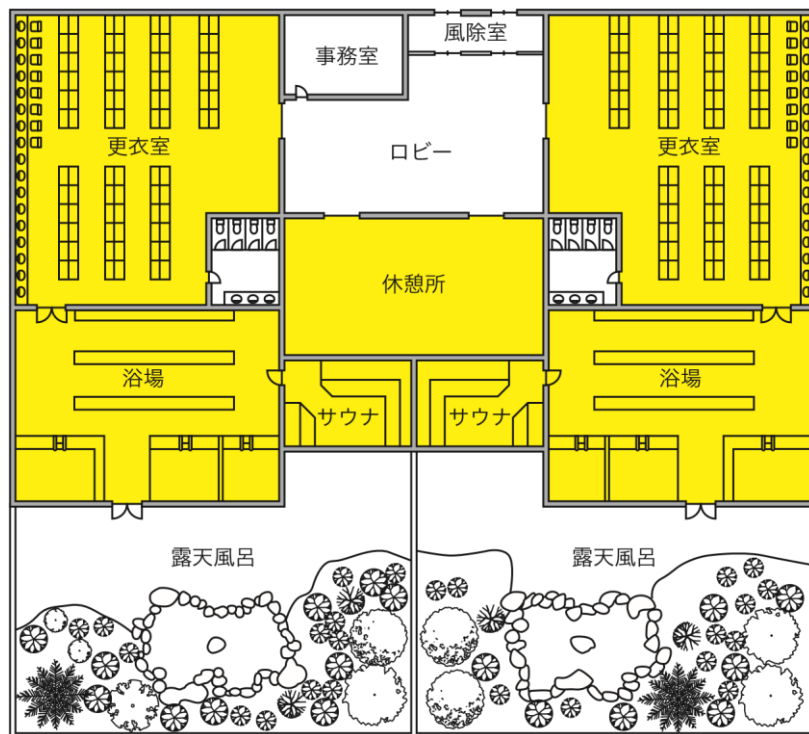
第2-12表

区分	算定方法
(9)項	従業者の数と、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

イ 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、釜場及び火たき場は含まれないこと。

ウ 浴場に従属する食堂、トレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として取り扱うこと。

(スーパー銭湯の算定方法例)



○従業者の数：10人

○浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分(黄色)の床面積を3㎡で除して得た数

- ・浴場 $150 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 = 50 \rightarrow 50 \text{ 人} \times 2 \text{ カ所} = 100 \text{ 人}$
- ・サウナ $50 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 \approx 16.7 \rightarrow 16 \text{ 人} \times 2 \text{ カ所} = 32 \text{ 人}$
- ・脱衣場 $200 \div 3 \text{ m}^2 \approx 66.7 \rightarrow 66 \text{ 人} \times 2 \text{ カ所} = 132 \text{ 人}$
- ・休憩所 $200 \div 3 \text{ m}^2 \approx 66.7 \rightarrow 66 \text{ 人}$

階収容人員：340人

第2-14図

2-67 第2章 防火対象物

(12) 政令別表第1(11)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(11)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-13表に定める方法によること。(第2-15図参照)

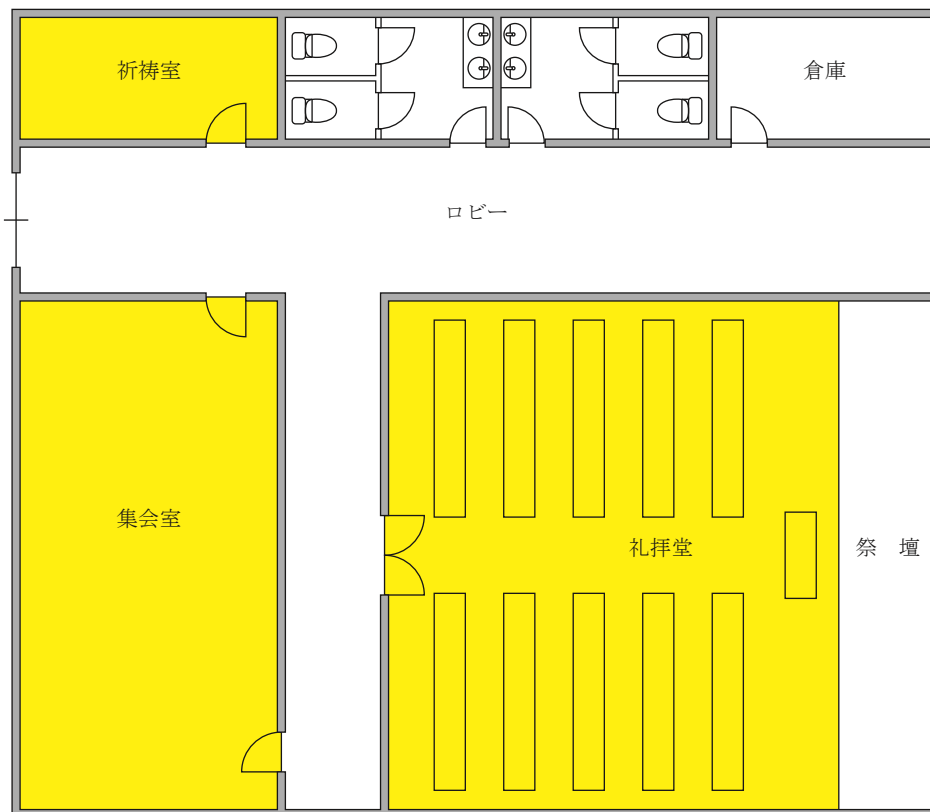
第2-13表

区分	算定方法
(11)項	神職、僧侶、牧師その他従業者の数と、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

イ 「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」に、固定式のいす席がある場合でも、当該床面積を3㎡で除して得た数とすること。

ウ 祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取り扱わないこと。

(教会の算定方法例)



○神職、僧侶、牧師その他従業者の数：3人

○礼拝、集会又は休憩の用に供する部分 (黄色) 床面積の合計を3㎡で除して得た数

- ・礼拝堂 $150 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 = 50 \rightarrow 50$ 人
- ・集会室 $100 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 \approx 33.3 \rightarrow 33$ 人
- ・祈祷室 $25 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 \approx 8.3 \rightarrow 8$ 人

階収容人員：94人

第2-15図

(13) 政令別表第1(10)項及び(12)項から(14)項までに掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(10)項及び(12)項から(14)項まで掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-14表に定める方法によること。

第2-14表

区分	算定方法
(10)項、(12)項 (13)項、(14)項	従業者の数により算定する。

イ 車両の駐車場の従業者には、駐車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事する者、例えば、食堂、売店等の従業者も含めること。

(14) 政令別表第1(15)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(15)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-15表に定める方法によること。(第2-16図参照)

第2-15表

区分	算定方法
(15)項	従業者の数と、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

イ 官公署、銀行、事務所等については、従業者以外の者（客等）の使用に供するための、壁又は床に固定された仕切り、スクリーン、カウンター等によって、従業者の使用に供する部分と区画されている部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと（例 銀行の待合の用に供する部分、キャッシュコーナーの部分）。

ウ 理容院、美容院、エステサロン、ネイルサロン、接骨院、整体院その他待合室が存し、従業者が客を作業する部分に誘導し、サービスを実施する営業形態のものの収容人員の算定に際しては、理容及び美容のためのいすの数、施術のためのベッドの数及び待合いの用に供するいすの数の合算ではなく、待合の用に供する部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

エ スポーツクラブ、スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等については、浴室、プール、プールサイド、コート、打席部分、ロビー及びミーティングルームを「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

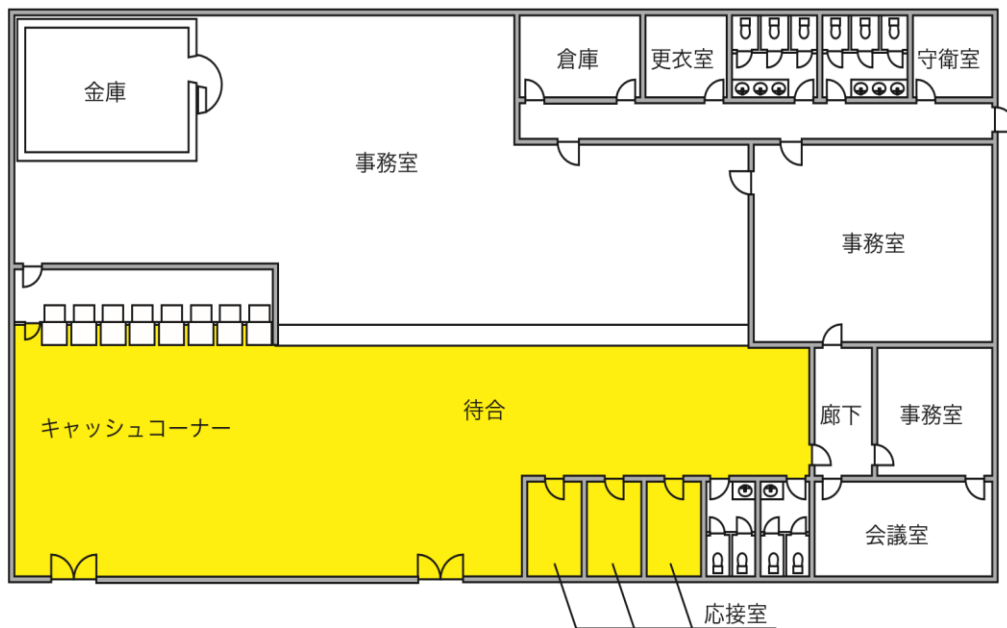
ただし、通行専用部分、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しないこと。

オ モデル住宅については、従業者が使用する部分（事務室、受付等）を除いた、住宅展示場部分（人が立ち入れない押入及び物入部分を除く。）を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

カ 放課後保育クラブについては、従業者の数と、児童の数とを合算して得た数ではなく、プレイルーム、育成室その他児童が使用する部分（便所、洗面所等を除く。）を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

キ 駐輪場については、利用者が駐輪のために使用する部分（通路の用に供する部分、便所、洗面所等を除く。）を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

(銀行の算定方法例)



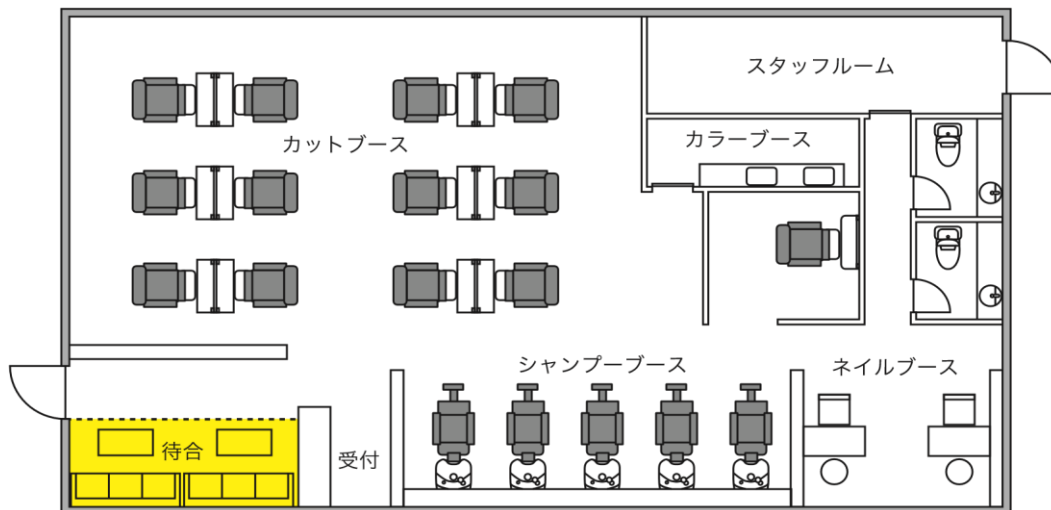
○従業者の数：20人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分（待合）の床面積を3㎡で除して得た数

- ・ロビー及びキャッシュコーナー $145 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 \approx 48.3 \rightarrow 48 \text{ 人}$
- ・応接室 $14 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 \approx 4.7 \rightarrow 4 \text{ 人} \times 3 \text{ カ所} = 12 \text{ 人}$

階収容人員：80人

(美容院の算定方法例)



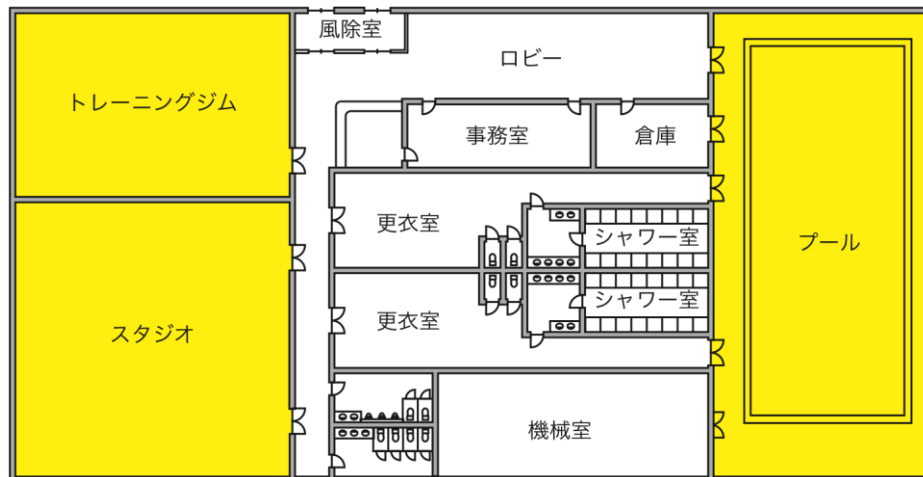
○従業者の数：6人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分（待合）の床面積を3㎡で除して得た数

$$6 \div 3 \text{ m}^2 = 2 \rightarrow 2 \text{ 人}$$

階収容人員：8人

(スポーツクラブの算定方法例)



○従業者の数：20人

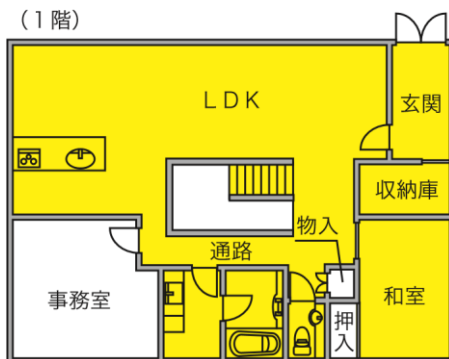
○主として従業者以外の者の使用に供する部分 () の床面積を 3 m^2 で除して得た数

- ・スタジオ $250\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \approx 83.3 \rightarrow 83$ 人
- ・トレーニングジム $200\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \approx 66.7 \rightarrow 66$ 人
- ・プール $500\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \approx 166.7 \rightarrow 166$ 人

階収容人員：335人

(モデル住宅の算定方法例)

(1階)



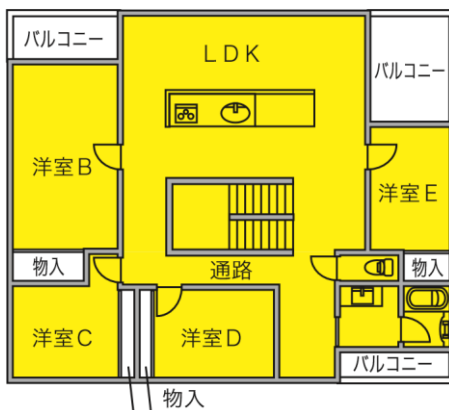
○従業者の数：5人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分 () の床面積を 3 m^2 で除して得た数

- ・LDK $45\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 = 15 \rightarrow 15$ 人
- ・和室 $12\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 = 4 \rightarrow 4$ 人
- ・通路及び階段 $6\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 = 2 \rightarrow 2$ 人
- ・玄関 $6\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 = 2 \rightarrow 2$ 人
- ・収納庫 $4\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \approx 1.3 \rightarrow 1$ 人
- ・洗面所及び風呂 $9\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \approx 3 \rightarrow 3$ 人
- ・便所 $2\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \approx 0.7 \rightarrow 0$ 人

1階収容人員：32人

(2階)



○従業者の数：0人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分 () の床面積を 3 m^2 で除して得た数

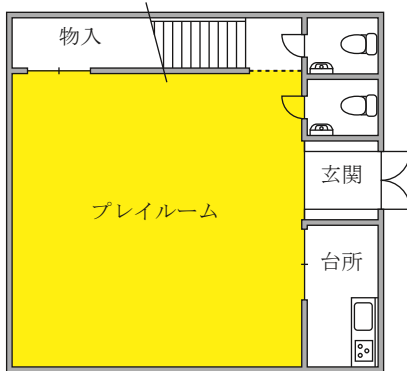
- ・LDK $27\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 = 9 \rightarrow 9$ 人
- ・通路及び階段 $22\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \approx 7.3 \rightarrow 7$ 人
- ・洋室A $19\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \approx 6.3 \rightarrow 6$ 人
- ・洋室B $12\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 = 4 \rightarrow 4$ 人
- ・洋室C $10\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \approx 3.3 \rightarrow 3$ 人
- ・洋室D $10\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \approx 3.3 \rightarrow 3$ 人
- ・洗面所及び風呂 $7\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \approx 2.3 \rightarrow 2$ 人
- ・便所 $2\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \approx 0.7 \rightarrow 0$ 人

2階収容人員：34人

棟収容人員：66人

(放課後保育クラブの算定方法例)

(1階)



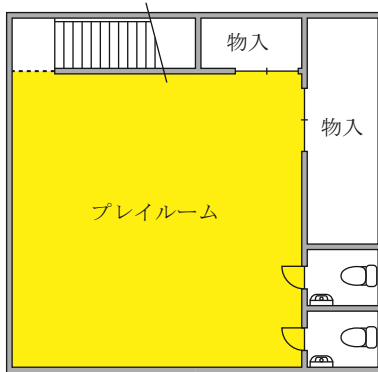
○従業者の数：1人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分（ ）の床面積を3㎡で除して得た数

$$64 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 \div 21.3 \rightarrow 21 \text{ 人}$$

1階収容人員：22人

(2階)



○従業者の数：1人

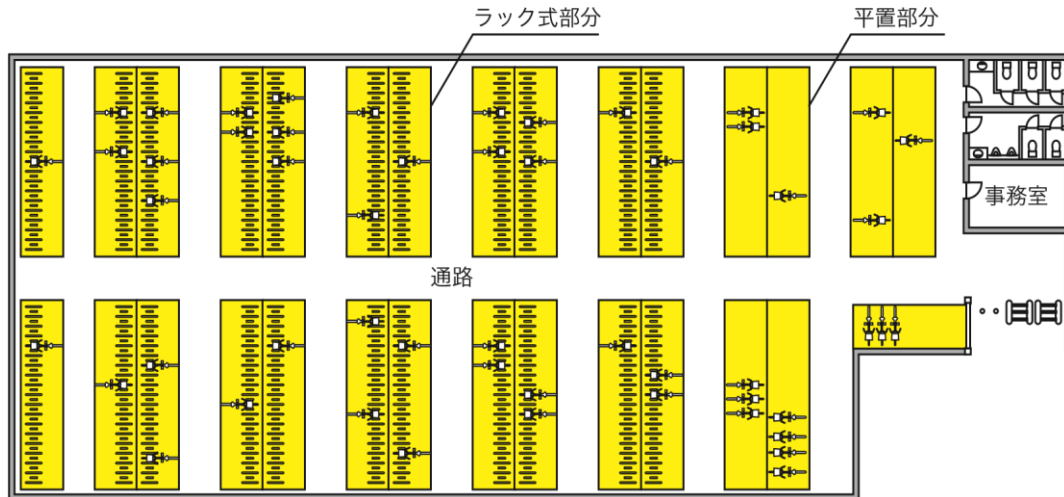
○主として従業者以外の者の使用に供する部分（ ）の床面積を3㎡で除して得た数

$$64 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 \div 21.3 \rightarrow 21 \text{ 人}$$

2階収容人員：22人

棟収容人員：44人

(駐輪場の算定方法例)



○従業者の数：2人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分（ ）の床面積を3㎡で除して得た数

・ラック式部分 $14 \div 3 \text{ m}^2 \div 4.6 \rightarrow 4 \text{ 人} \times 22 \text{ カ所} = 88 \text{ 人}$

・平置部分 $14 \div 3 \text{ m}^2 \div 4.6 \rightarrow 4 \text{ 人} \times 6 \text{ カ所} = 24$

$10 \div 3 \text{ m}^2 \div 3.3 \rightarrow 3 \text{ 人} \times 1 \text{ カ所} = 3 \text{ 人}$

階収容人員：117人

(15) 政令別表第1(17)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(17)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2-16表に定める方法によること。

第2-16表

区分	算定方法
(17)項	床面積を5㎡で除して得た数により算定する。

イ 「床面積」とは、建築物の場合は、その各階の床面積の合計をいうものであること。

ウ 政令別表第1備考4の「(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(17)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす」の規定を適用する場合は、(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあることとされていることから、収容人員の算定についても、それぞれ算定し、両方を比較して大なる方を収容人員として適用すること。

(16) 政令別表第1(16)項及び(16の2)項に掲げる防火対象物

政令別表第1(16)項及び(16の2)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、同表各項の用途と同一の用途に供されている当該防火対象物の部分をそれぞれ一の防火対象物とみなして算定した収容人員を合算して算定することとされていることから、(16)項及び(16の2)項に掲げる防火対象物の一部を構成する一般住宅又は地下街の通路部分は、収容人員の算定の対象とはならないこと。

(17) みなし従属における主たる用途以外の独立した用途に供される部分の収容人員の算定は、主たる用途として、省令第1条の3の規定により算定すること。

